

三浦康宏議員に対する辞職勧告決議

三浦康宏議員は、市議会議員という公職にありながら、平成25年から28年にかけて元同僚女性議員に対し不適切な行為、発言を繰り返した上、さらにその釈明のため当時岡崎市民及び岡崎市議会に対して事実と異なる説明を行ってきた。

このことは、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹することを定めた岡崎市議会基本条例第8条に抵触するものであり、岡崎市議会として決して看過できるものではない。

三浦議員は平成28年の選挙での当選で民意を得ていると主張しているが、そもそも市民に対して事実と異なる説明をしていたことは、市民を愚弄する重大かつ許しがたい裏切り行為である。さらに、元同僚女性議員との不適切な関係については本人も認めており、平成31年3月定例会において全会一致で辞職勧告決議を行い半年余りが経過したが、いまだに辞職していないどころか、市民や議会に謝罪の言葉もなく、反省の色も全く見られない。これは、過去の不適切な行為や発言に加え、議会の信頼と名誉をさらに失墜させるもので、議会に対する冒瀆と言わざるを得ない。

よって、岡崎市議会は、同議員に対してみずからその責任を重く受けとめ市議会議員を辞職するよう、断固たる決意をもって改めて勧告するものである。

以上、決議する。

令和元年9月30日

岡 崎 市 議 会